高 第 ８ ０ ６ 号
令和８年１１月１７日

訪問看護ステーション
看護小規模多機能型居宅介護事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
管理者　様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長

令和８年度島根県訪問看護師確保対策事業補助金について（通知）

このことについて、島根県訪問看護師確保対策事業補助金交付要綱第７条における「別に定める日」を下記のとおり定めました。

つきましては、本補助金の交付の申請を行おうとする場合は、交付要綱及び実施要綱をご確認いただき、同条に定める様式及び関係書類をメールで提出してください。

記

１．交付要綱第７条「別に定める日」（交付申請提出期限）：令和９年１月１５日（金）
２．対象となる者の雇用開始期間：令和８年４月１日以降新たに雇用される者
３．提出書類について
交付要綱に定める様式及び関係書類（実施要綱別紙をご参照ください）
４．提出先
メール：kangosikakuhohojokin@pref.shimane.lg.jp
※ 郵送・ＦＡＸによる提出は受け付けません。メールで提出してください。
※ メールは上記アドレスに送信されたもののみ受け付けます。
※ 申請書提出後、１か月程度経過した時点において県から連絡がない場合は、その旨をご連絡ください。
※ 令和９年１月１５日（金）～令和９年３月３１日（水）に職員採用の予定のある事業所様は個別にご相談ください。

（添付書類）
○島根県訪問看護師確保対策事業補助金交付要綱
○島根県訪問看護師確保対策事業補助金実施要綱

＜問合せ先＞
〒690-8501　松江市殿町１番地
島根県健康福祉部高齢者福祉課
地域包括ケア推進室　那須
TEL:0852-22-6182